○○町内会規約

第1章　総則

(名称及び事務所)

第1条　この会は、○○町内会(以下「本会」という。)と称し、事務所を○○○○に置く。

(目的)

第2条　本会は次に掲げる事業を行い、住民相互の親睦と地域社会の福祉の増進を図ることを目的とする。

(1)　会員相互の扶助・親睦に関すること

(2)　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(3)　美化・清掃等区域内の環境の整備

(4)　集会施設の維持管理

(5)　防災、防犯及び交通安全に関すること

(6)　青少年の健全育成に関すること

(7)　福祉及び健康に関すること

(8)　文化、スポーツ及びレクリエーションに関すること

(9)　その他本会の目的達成に必要なこと

(区域)

第3条　本会の区域は、△△町○丁目全域、××丁目○番から○番までの区域内とする。

(会員)

第4条　本会の会員は第3条に定める区域内に常住する住民をもって組織し、加入単位は〇〇とする。

2　本会は、正当な理由なく、前項に規定するものの加入を拒むことはできない。

第2章　役員

(役員の種類)

第5条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　１名

(2)　副会長　○名

(3)　書記　　○名

(4) 会計　　○名

(5)　監事　　○名

(〇)　・・・　〇名

2　前項の役員は総会において選出する。

(役員の職務)

第6条　会長は、会を代表して会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3　書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4　会計は、会の会計事務を処理する。

5　監事は、次の職務を行う。

(1) 会の会計事務を監査すること。

(2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

 (役員の任期)

第7条　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第3章　総会

(総会の種別)

第8条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2　定期総会は、毎年〇月に開催する。

3　臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条　総会は、会長が招集する。

2　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条　総会は、会員の中から選出された議長の下で、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項

(4) 規約等の改正に関する事項

(5)・・・・・・・・・・

(〇) その他の重要事項

ただし、重要事項の中で急を要するものは役員会で決議執行し、次の総会で承認を得る。

(総会の定足数)

第11条　総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第12条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第13条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

第4章　役員会

(役員会の構成)

第14条　会に役員会を置く。

2　役員会は、第6条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。

(役員会の招集)

第15条　役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第16条　役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(○) ・・・・・・・・・・

(○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章　会計

(経費)

第17条　会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条　会員は、１世帯月額○円を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

2　入会の場合は、入会した翌月からの会費を徴収する。

3　退会の場合は、退会した月までの会費を徴収する。

4　役員会の認定により、会費を減額、猶予又は免除することができる。

(事業年度及び会計年度)

第19条　会の事業年度及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

(会計監査)

第20条　会計の監査は随時これをすることができる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第21条　会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

 (委任)

第22条　この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会または総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この会則は、○年○月○日から施行する。